

組織犯罪対策

第1節 暴力団対策

第2節 薬物銃器対策

第3節 来日外国人犯罪対策

第4節 犯罪収益対策

第4章

CHAPTER 4



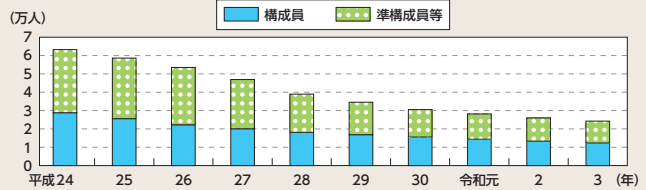
1 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員及び準構成員等^(注1)の推移

暴力団構成員及び準構成員等の過去10年間の推移は、図表4-1のとおりであり、その総数は平成17年(2005年)以降減少し、令和3年(2021年)末には、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、近年の暴力団排除活動の進展や暴力団犯罪の取締りに伴う資金獲得活動の困難化等により、暴力団からの構成員の離脱が進んだことなどが考えられる。

また、六代目山口組からの分裂組織を含む主要団体等^(注2)の暴力団構成員及び準構成員等の総数に占める割合は、令和3年末も7割を超えており、寡占状態は継続している。

図表4-1 暴力団構成員及び準構成員等の推移 (平成24年～令和3年)



区分	年次	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
総数(人)		63,200	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900	24,100
構成員		28,800	25,600	22,300	20,100	18,100	16,800	15,600	14,400	13,300	12,300
準構成員等		34,400	33,000	31,200	26,800	20,900	17,700	14,900	13,800	12,700	11,900
主要団体等総数(人)		45,800	42,300	38,500	33,200	28,300	25,300	22,300	20,400	18,600	17,200
主要団体等の占める割合(%)		72.5	72.2	72.0	70.8	72.4	73.3	73.1	72.3	71.8	71.4

注1：数値は、各年末現在
注2：総数が暴力団構成員及び準構成員等の数の合計と異なるのは、これらの数が概数であるためである。

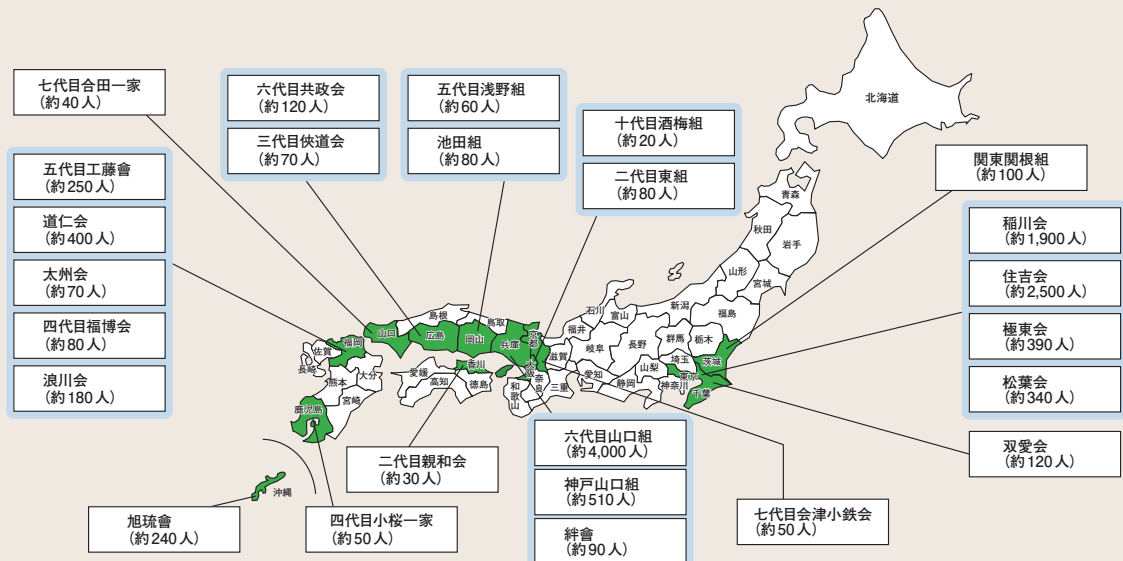
(2) 暴力団の解散・壊滅

令和3年中に解散・壊滅をした暴力団の数は99組織であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は328人である。このうち主要団体等の傘下組織の数は76組織(76.8%)であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は275人(83.8%)である。

(3) 暴力団の指定

令和4年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき25団体が指定暴力団として指定されている。令和3年中は4団体^(注3)がそれぞれ指定を受けたほか、池田組が新たに指定を受けた。また、令和4年中は6月までに神戸山口組が3回目の指定を受けた。

図表4-2 指定暴力団一覧表



注1：括弧内の人数は、各指定暴力団の構成員数を表す。
注2：令和3年末における全暴力団構成員数(約1万2,300人)に占める指定暴力団構成員数(約1万1,800人)の比率は95.9%である。

注1：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの。
注2：平成26年までは、六代目山口組、稲川会及び住吉会を「主要3団体」と、平成27年以降は、神戸山口組を含む4団体を「主要団体」と、平成30年以降は、絆會(任 俠山口組から改称)を含む5団体を、令和3年以降は、池田組を含む6団体を「主要団体等」という。
注3：松葉会、四代目福博会、絆會及び関東関根組

2 暴力団犯罪の取締り

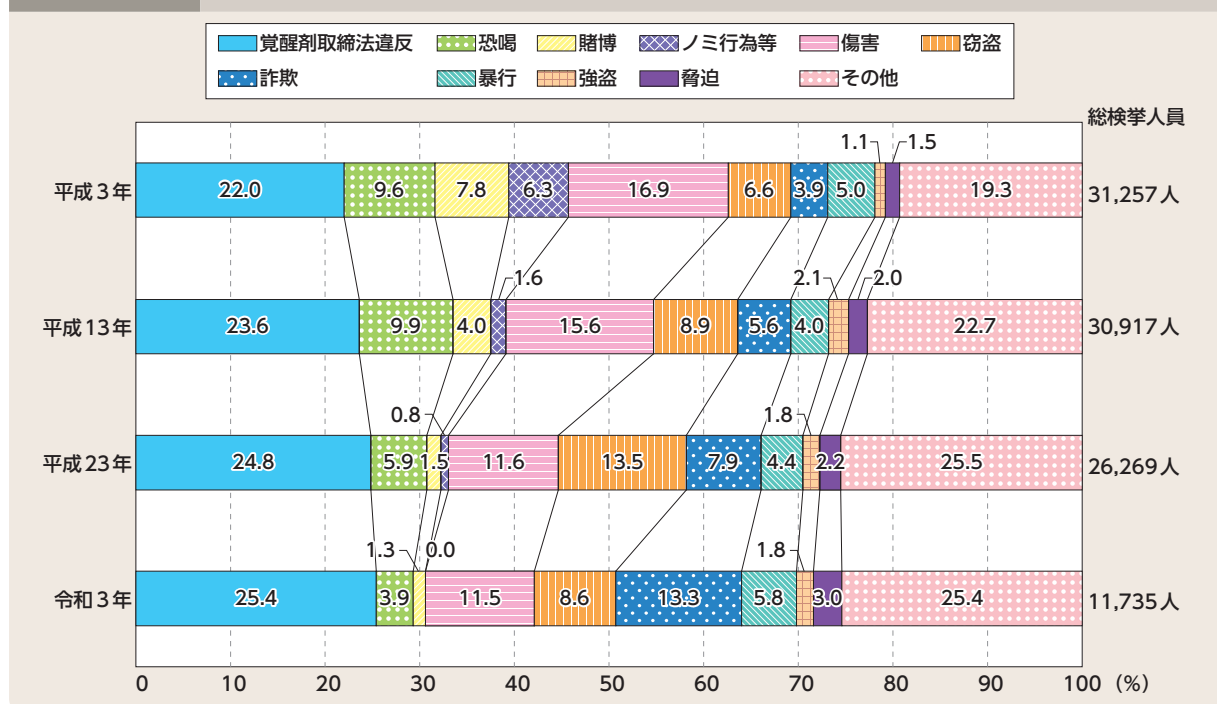
(1) 検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員は、図表4-3のとおりであり、近年減少傾向にある。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等^(注)（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の検挙人員が占める割合は3割程度で推移しており、特に覚醒剤取締法違反の割合が大きく、依然として覚醒剤が暴力団の有力な資金源となっているといえる。他方、平成3年以降の検挙人員の罪種別割合をみると、図表4-4のとおりであり、恐喝、賭博及びノミ行為等の割合が減少しているのに対し、詐欺の検挙人員が占める割合が増加傾向にあるなど、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況もうかがわれる。

図表4-3 暴力団構成員等の検挙人員（伝統的資金獲得犯罪）の推移（平成23年～令和3年）

区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
暴力団構成員等の総検挙人員（人）		26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員（人）		8,680	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269	5,795	5,641	4,422	4,313	3,590
覚醒剤取締法違反		6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510	2,985
恐喝		1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636	575	456
賭博		405	511	294	366	515	423	289	292	189	225	149
ノミ行為等		203	79	55	63	27	13	10	8	4	3	0
暴力団構成員等の総検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の構成比(%)		33.0	34.0	32.7	33.2	33.3	31.3	32.7	33.4	31.0	32.7	30.6

図表4-4 暴力団構成員等の検挙人員の罪種別割合の推移（平成3年、平成13年、平成23年及び令和3年）



注：公営競技をめぐる施行者以外の第三者が行う勝馬投票等類似行為等の競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反

(2) 対立抗争事件等の発生

暴力団は、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたり、自らの意に沿わない事業者を対象とする、報復・見せしめ目的の襲撃等事件を起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられる。

近年の対立抗争事件、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件等の発生状況は、図表4-5のとおりである。これらの事件の中には、銃器が使用されたものもあり、市民生活に対する大きな脅威となるものであることから、警察では、重点的な取締りを推進している。

図表4-5 対立抗争事件の発生件数等の推移
(平成29年～令和3年) (注1)

区分	年次	平成	30	令和	2	3
		29		元		
対立抗争事件 (注2)	発生件数 (件)	9	8	14	10	3
	うち銃器使用	1	1	3	5	1
	死者数 (人)	1	0	3	0	0
	負傷者数 (人)	4	9	7	8	0
暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件 (注3)	発生件数 (件)	2	1	2	1	1
	うち銃器使用	0	0	0	1	0
	うち手りゅう弾使用	0	0	0	0	0
	死者数 (人)	0	0	0	0	0
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件 (注4)	負傷者数 (人)	0	0	2	0	0
	発砲事件数 (件)	13	4	10	14	8
	死者数 (人)	2	0	4	3	0
	負傷者数 (人)	4	1	5	5	3

注1：数値は、いずれも令和4年5月末現在のもの。

注2：特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争に起因するとみられる事件の合計を「発生件数」としている。

注3：暴力団等が、その意に沿わない活動を行う事業者に対して威嚇、報復等の目的で行ったと認められる殺人、傷害等の事件

注4：銃砲（「拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」（銃刀法第2条第1項））を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の損害が発生したものと及びそのおそれがあったもの（過失及び自殺を除く。）。

CASE

六代目山口組傘下組織の構成員の男（58）は、令和3年5月、倉敷市内の神戸山口組傘下組織の組長の自宅敷地内において、殺意をもって、同組長の自宅玄関扉に向けて機関拳銃等を発射した。同年6月、同男を殺人未遂罪等で逮捕した（岡山）。

(3) 資金獲得犯罪

暴力団は、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、暴力団が特殊詐欺を有力な資金源の一つとしている実態が認められる。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者^(注)と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った貸金業法違反、労働者派遣法違反等の資金獲得犯罪を行っている。

警察では、巧妙化・不透明化をする暴力団の資金獲得活動に関する情報の収集・分析をするとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

CASE

令和元年11月、高齢者がキャッシュカードをだまし取られるなどした特殊詐欺事件の捜査を端緒として、神戸山口組傘下組織の幹部の男（46）が犯行グループを統括している実態を解明し、令和3年6月までに、同男を含むメンバー合計33人を詐欺罪等で逮捕した。さらに、同事件を契機として、同年8月までに、同組織の別の幹部の男（45）を含む合計19人を京都府暴力団排除条例違反（用心棒代受供与）等で逮捕した（京都）。

3 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為^(注)を行った場合等において、都道府県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、中止命令等を発出することができる。中止命令等の発出件数の推移は、図表4-6のとおりである。

図表4-6 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移（平成29年～令和3年）

区分	年次	平成29	30	令和元	2	3
中止命令		1,369	1,267	1,112	1,134	866
再発防止命令		35	43	32	52	37
請求妨害防止命令		1	0	3	1	0
用心棒行為等防止命令		1	6	4	3	1
賞揚等禁止命令		11	16	3	7	11
事務所使用制限命令		0	2	19 (1)	9	2

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

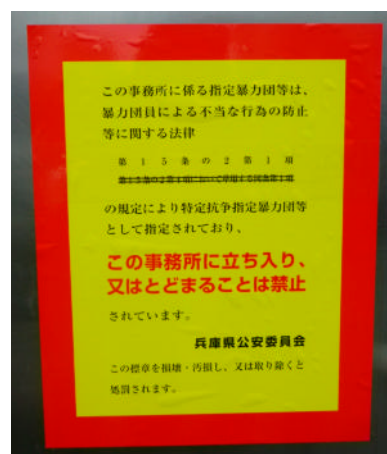
CASE

極東会傘下組織の組長の男（75）は、令和3年6月、自宅シャッター等の取付工事を拒否した建設会社の従業員に対し、「俺がやぐざだから対応できないんだろ」、「何で工事をやらないんだ。おかしいだろう」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、同工事を行うことを要求した。同月、埼玉県公安委員会は、同男に対し、暴力団対策法に基づき、暴力的要求行為を継続してはならない旨の中止命令を発出した（埼玉）。

memo

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争と暴力団対策法の活用

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃を使用した殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化し、地域社会に大きな不安を与えた。こうした状況を受け、令和2年1月以降、関係府県の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）を定めた上で、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定しており、その後も、対立抗争等の情勢に応じて警戒区域を追加するなどの措置を講じることにより、対立抗争に伴う市民への危害の防止に努めている。令和4年5月末現在、9府県16市町を警戒区域と定めている。



警戒区域内の暴力団事務所に貼付した標章

注：指定暴力団の暴力団員が指定暴力団の威力を示して行う不当な金品等の要求行為

4 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準及び契約書に暴力団排除条項^(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても、同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

(2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

① 各種事業からの暴力団排除

近年、各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでおり、警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

② 各種取引からの暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化をしていることから、警察では、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」^(注2)及びワーキングチームにおける申合せに基づき、関係機関・団体と連携を強化し、各種取引からの暴力団排除を推進している。

(3) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、適格暴追センター制度^(注3)も活用しながら、事務所撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を支援している。

また、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する暴力団対策法の規定を効果的に活用し、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。



暴力団根絶県民大会の状況



指定暴力団の代表者等に対する損害賠償請求訴訟の支援

暴力団対策法では、指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為^(注4)により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定している。特殊詐欺事件については、被害者に対して指定暴力団の威力を利用していなくても、犯行グループ内で指定暴力団の威力を利用して共犯者を集めたり、その脱退を妨げたりした場合にも、当該代表者等の責任を認める裁判例が示されている。警察では、特殊詐欺事件の被害者の被害回復に資するため、指定暴力団の代表者等に対する損害賠償請求訴訟に関して、積極的な支援を行っている。

注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項

注2：平成19年の犯罪対策閣僚会議幹事会における申合せ。企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの。

注3：国家公安委員会から適格暴追センターとして認定を受けた暴追センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる制度

注4：指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為

CASE ▶

平成26年9月から同年10月にかけて発生した、稲川会傘下組織の構成員らによる特殊詐欺事件の被害者4人が、稲川会の代表者に対して損害賠償を求めた民事訴訟について、令和2年3月、東京高等裁判所は、同代表者に対し、合計約1,600万円の支払を命じ、令和3年3月、この判決が確定した。警察では、同訴訟に関し、弁護士会と連携し支援を実施した（警視庁）。

（4）地方公共団体における暴力団排除に関する条例の運用

各都道府県は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力をして暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の運用に努めている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施している。令和3年中における実施件数は、勧告が45件、中止命令が17件、再発防止命令が3件、検挙が27件となっている。

CASE ▶

稲川会傘下組織の幹部の男（45）らは、群馬県暴力団排除条例に定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域において、令和2年5月頃、暴力団事務所を開設し、令和3年4月までの間、運営した。同年4月までに、同男ら8人を同条例違反（暴力団事務所の開設等の禁止）で検挙した（群馬）。

CASE ▶

六代目山口組傘下組織の幹部の男（46）らは、平成30年9月頃から令和3年4月頃にかけて、愛知県暴力団排除条例に定める暴力団排除特別区域において、飲食店営業を営む者らから、用心棒の役務の提供をすることの対償として、現金合計43万円の供与を受けた。同年10月までに、同男ら5人を同条例違反（特別区域における暴力団員の禁止行為・特別区域における特定接客業者の禁止行為）で検挙した（愛知）。

（5）暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要である。警察庁では、平成29年に閣議決定された「再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、暴力団関係者に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。

CASE ▶

警察の支援による暴力団からの離脱者が、就労への意欲を持っていることを把握したことから、社会復帰アドバイザー^(注1)が同人との面談や受入れ企業の選定を行うなど、社会復帰対策協議会^(注2)において就労支援を行った。令和3年7月、同人は希望する企業に就労した。

注1：暴力団から離脱した者及び離脱する意思を有する者の円滑な就労を支援するため、暴力団からの円滑な離脱や離脱希望者の生活環境の調整、改善等について知識や経験を有する元警察職員のうちから警視総監又は道府県警察本部長が任命した者

注2：警察、暴追センター、関係機関・団体等から構成される、暴力団を離脱した者の安定した雇用の場の確保のための連絡組織

5 準暴力団等の動向と警察の取組

(1) 準暴力団等^(注)の動向と特徴

暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の事件を起こしている例がみられるほか、特殊詐欺や組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活発化させている。こうした集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察では、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付けている。

CASE ▶

暴走族の元構成員等を中心とする集団のメンバーの男（35）らは、令和3年7月、東京都内在住の男性宅に押し入り、警棒等で男性の頭部等を殴打し、さらに刃物で腕を切り付けるなどの暴行を加えて全治約4週間の傷害を負わせるとともに、同男性に対し、「早く金を払えよ」などと脅して現金を要求した。さらに、携帯電話を利用して、同男性の母親に対し、「あんたが金を払わないと、あんたは息子の死体を片付けることになるぞ」などと告げた上、同男性の悲鳴等を聞かせるなどして脅し、現金を要求した。同年9月、同男ら4人を強盗致傷罪等で逮捕した（警視庁）。

CASE ▶

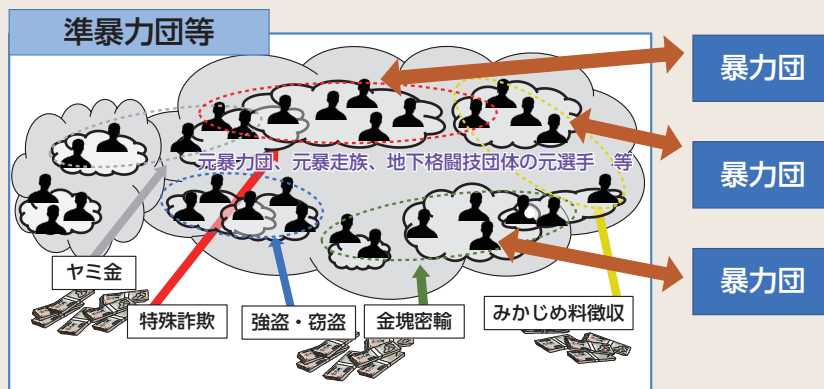
建設作業員の男（23）及び同男をリーダーとする集団のメンバーらは、令和2年11月、親族等を装って高齢者に電話をかけ、「会社に450万円の損害を出してしまい、弁償しないといけないからなんとかしてほしい」旨のうそを言って、現金100万円をだまし取った。令和3年8月までに、同男ら6人を詐欺罪で逮捕した（千葉）。

準暴力団等は、犯罪ごとにメンバーが離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的である点で、明確な組織構造を特徴とする暴力団と異なる。準暴力団等には、暴走族の元構成員や地下格闘技団体の元選手等を中核とするものがみられるほか、暴力団構成員や元暴力団構成員がメンバーとなっている場合もある。

準暴力団等の中には、特殊詐欺や組織窃盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を、更なる違法活動や自らの風俗営業等の事業資金に充てるなど、活発な資金獲得活動を行っていることがうかがわれる集団が数多くみられる。また、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が準暴力団等と共謀して犯罪を行っている事例もあり、このような準暴力団等の中には、暴力団と準暴力団等との結節点の役割を果たす者が存在するとみられる。

図表4-7

準暴力団等の特徴



注：準暴力団及びこれに準ずる集団

CASE ▶

暴力団と密接に関係し、その資金源となっている状況がうかがわれる集団のメンバーの男A（23）らは、令和3年7月、埼玉県内の商業施設駐輪場にバイクを停車させていた男性らに因縁をつけ、「金を払うか。ぶっ飛ばされるか」などと言い、現金20万円を脅し取った。また、稲川会傘下組織の構成員の男B（23）は、Aらが脅し取った現金20万円のうち10万円について、恐喝による犯罪収益であることを知りながら受け取った。同年8月、Aら3人を恐喝罪で逮捕するとともに、同年9月、Bを組織犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で逮捕した（埼玉）。

（2）警察の取組

警察では、準暴力団等の動向を踏まえ、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、組織窃盗対策、暴走族対策、少年非行対策等の関係部門間における連携を強化し、準暴力団等に係る事案を把握するなどした場合の情報共有を行い、部門の垣根を越えた実態解明の徹底に加え、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。

CASE ▶

元暴力団構成員等を中心とする集団のメンバーの男（39）らは、令和2年7月、国の持続化給付金制度を利用して同給付金の名目で現金をだまし取ろうと考え、同給付金申請ページに接続し、虚偽の事業内容及び事業収入を入力するなどして同給付金の申請をし、現金200万円をだまし取った。令和3年6月までに、同男ら7人を詐欺罪で検挙した（新潟）。

CASE ▶

出資法違反（高金利）等の事件を起こしていた集団のメンバーの男（33）らは、令和3年8月から同年9月にかけて、沖縄県内の行楽地において、保健所長の許可を受けずに生肉を調理し提供するなどの飲食店営業を営むとともに、沖縄県公安委員会に届出をせずに不特定多数の客に水上オートバイを賃貸するなどの事業を営んだ。同月、同男ら2人を食品衛生法違反（無許可営業）で逮捕するとともに、同年10月に同男を沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全確保等に関する条例違反（無届営業）等で検挙するなどした（沖縄）。

memo

準暴力団等の排除に向けた取組

静岡県警察では、同県内における準暴力団等のメンバーによる殺人事件の発生等を受けて、繁華街から暴力団や準暴力団等を排除するため、同県弁護士会と連携し、令和3年11月、飲食店等を対象として個別訪問やみかじめ料等に関するアンケート調査を実施するなどした。

これらの活動により、暴力団等による潜在する被害を掘り起こし、その根絶を促すなど、地域における暴力団等の排除活動への適切な支援を行っている。

CASE ▶

逮捕監禁等の事件を起こしていた集団のメンバーの男（38）らは、令和3年3月、静岡県内の繁華街にあるビルの出入口付近において、殺意をもって、知人に対して刃物を突き刺して殺害した。同年4月、同男ら2人を殺人罪で逮捕するとともに、同年5月までに同集団のメンバーの男ら6人を証拠隠滅罪等で逮捕した（静岡）。



繁華街の飲食店等を訪問する捜査員
（東京新聞）

1 薬物情勢

令和3年(2021年)中の薬物事犯の検挙人員は1万3,862人と、引き続き高い水準にあり、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。薬物は、乱用者の精神や身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となることから、その乱用は社会の安全を脅かす重大な問題である。

(1) 犯罪組織等の動向

① 暴力団による薬物事犯

令和3年中の暴力団構成員等による薬物事犯の検挙人員は3,892人と、前年より495人(11.3%)減少した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は3,051人と、前年より526人(14.7%)減少したものの、覚醒剤事犯の総検挙人員の39.0%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。また、暴力団構成員等による大麻事犯の検挙人員は789人と、前年より38人(5.1%)増加した。このうち、大麻の営利目的栽培事犯の検挙人員は28人と、前年より3人(12.0%)増加するとともに、大麻の密売関連事犯^(注)の検挙人員は71人と、前年より18人(34.0%)増加しており、暴力団の大麻の密売関連事犯等への関与がうかがわれる。

② 来日外国人による薬物事犯

令和3年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は714人と、前年より189人(36.0%)増加した。このうち、営利目的輸入事犯の検挙人員は69人であり、国籍・地域別で見ると、ベトナムが50.7%(35人)を占めているほか、密売関連事犯の検挙人員は60人であり、国籍・地域別で見ると、ベトナムが50.0%(30人)を占めている。

(2) 薬物密輸入事犯の検挙状況

令和3年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は212件と、前年より6件(2.8%)減少し、検挙人員は268人と、前年より33人(14.0%)増加した。

令和3年中は、薬物密輸入事犯の検挙人員は前年に比べ増加した一方、検挙件数は減少したが、薬物事犯全体の検挙状況に大幅な変動はみられず、薬物に対する根強い需要が存在しているものと考えられる。

なお、覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移は、図表4-9のとおりである。

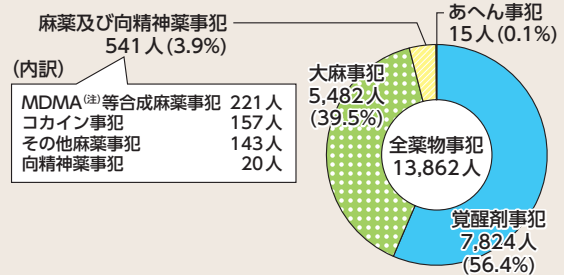
図表4-9 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移(平成24年(2012年)～令和3年)

区分	年次	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
検挙件数(件)		120	119	150	73	82	126	127	273	73	56
	うち航空機利用によるもの	81	96	121	44	41	84	80	189	25	3
構成比(%)		67.5	80.7	80.7	60.3	50.0	66.7	63.0	69.2	34.2	5.4
検挙人員(人)		170	160	176	96	97	153	157	333	114	83
	うち暴力団構成員等	20	30	25	19	11	14	32	36	20	17
	うち来日外国人 ^(注)	106	113	127	56	65	109	99	239	58	29
押収量(kg)		332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5	418.2	673.1

注：我が国に存在する外国人のうち、定着居住者(永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者)、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人

注：営利目的所持、営利目的譲渡し及び営利目的譲受け

図表4-8 薬物事犯の検挙人員(令和3年)



注：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン(3,4-Methylenedioxyamphetamine)」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

(3) 薬物事犯別の検挙状況

① 覚醒剤事犯

令和3年中、覚醒剤事犯の検挙人員は前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の56.4%を占めている。また、押収量は688.8キログラムと、前年より251.6キログラム増加した。覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員のうち約4割を暴力団構成員等が占めていることのほか、30歳代以上の検挙人員が多いことや、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことが挙げられる。

② 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は8年連続で増加し過去最多となっており、覚醒剤事犯に次いで検挙人員の多い薬物事犯である。近年では、面識のない者同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら大麻の売買を行う例もみられる。大麻事犯の特徴としては、他の薬物事犯と比べて、検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。

CASE

住吉会傘下組織の構成員の男(41)らは、令和2年11月から令和3年9月にかけて、SNSを利用して大麻の密売等をした。令和4年3月までに同男ら19人を大麻取締法違反(営利目的栽培、営利目的譲渡等)等で逮捕するとともに、同男らから大麻を購入するなどした客15人を大麻取締法違反(所持等)等で検挙した(警視庁、埼玉及び千葉)。



押収された大麻草

図表4-10 各種薬物事犯の検挙状況の推移(平成29年～令和3年)

区分		年次	平成29	30	令和元	2	3	
覚醒剤事犯	検挙人員(人)		10,113	9,868	8,584	8,471	7,824	
	粉末押収量(kg)		1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8	
大麻事犯	検挙人員(人)		3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	
	押収量	乾燥大麻(kg)		176.3	280.4	350.2	265.1	329.7
		大麻樹脂(kg)		20.7	2.9	12.8	3.4	2.1
		大麻草(本)		17,324	4,456	8,074	9,893	7,301
麻薬及び 向精神薬 事犯	MDMA等 合成麻薬	検挙人員(人)		42	50	82	201	221
		押収量(錠)		3,181	12,303	73,935	90,322	54,204
	コカイン	検挙人員(人)		177	197	205	188	157
		押収量(kg)		9.6	42.0	34.9	23.4	10.0
	ヘロイン	検挙人員(人)		9	10	6	6	0
		押収量(kg)		70.3	0.0	0.0	14.8	0.0
	向精神薬	検挙人員(人)		49	34	44	34	20
		押収量(錠)		2,581	10,859	55	4,075	533
あへん事犯	検挙人員(人)		12	1	2	12	15	
	押収量(kg)		0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	

2 薬物対策

(1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、警察では、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国際捜査共助等の積極的な実施や国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。令和3年中は、国連麻薬委員会（CND^(注1)）や国連薬物・犯罪事務所（UNODC^(注2)）が主催する会議等に参加した。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、通信傍受等の組織犯罪の取締りに有効な捜査手法を積極的に活用し、組織の中核に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注3)やマネー・ロンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収^(注4)・追徴^(注5)等の対策を推進している。

このほか、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター（IHC^(注6)）からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進している。

(2) 需要の根絶

警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

また、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための相談先等を記載した資料を配付するなど、薬物再乱用防止に向けた相談活動の充実を図っている。



薬物再乱用防止のための広報資料



大麻乱用防止の広報ポスター

注1：Commission on Narcotic Drugsの略。国連経済社会理事会の下部機関として昭和21年（1946年）に設立された機関であり、53か国が構成員となっている。薬物関連諸条約履行の監視、薬物統制の強化に関する勧告等薬物規制に係る政策を決定している。

2：United Nations Office on Drugs and Crimeの略。平成9年（1997年）に設立された、国連において薬物問題を包括的かつ一体的に取り扱う機関

3：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯として捉え、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。

4：財産を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑

5：財産の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分

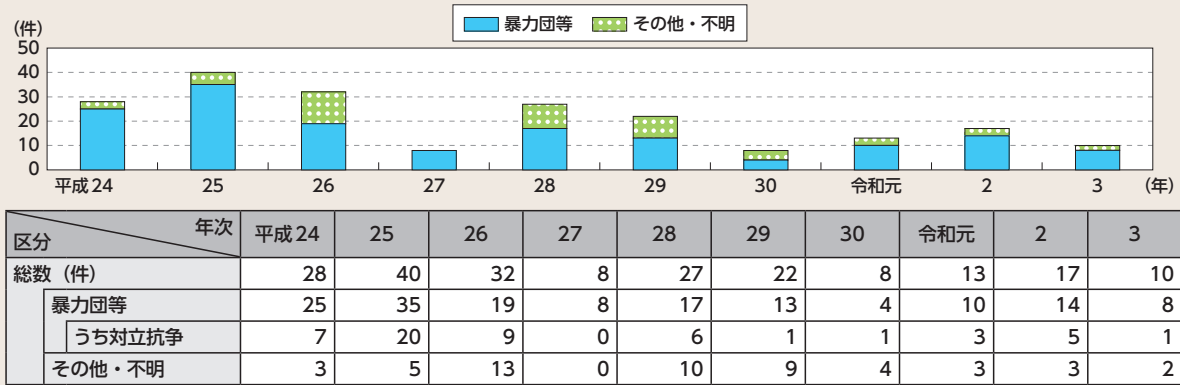
6：113頁参照（第3章）

3 銃器情勢とその対策

(1) 銃器情勢

令和3年中は、銃器発砲事件が10件発生し、このうち、暴力団等によるとみられる事件が繁華街や住宅街において8件発生している。

図表4-11 銃器発砲事件の発生状況の推移（平成24年～令和3年）



注1：数値は、いずれも令和4年5月末現在のもの。

注2：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

注3：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。

注4：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

図表4-12 銃器発砲事件による死傷者数の推移（平成24年～令和3年）

区分	年次	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
死傷者数 (人)		16 (6)	8 (5)	10 (7)	4 (0)	11 (8)	8 (5)	3 (2)	12 (3)	9 (3)	5 (2)
死者数		4 (1)	6 (5)	6 (6)	1 (0)	5 (3)	3 (2)	2 (2)	4 (0)	4 (3)	1 (1)
負傷者数		12 (5)	2 (0)	4 (1)	3 (0)	6 (5)	5 (3)	1 (0)	8 (3)	5 (0)	4 (1)

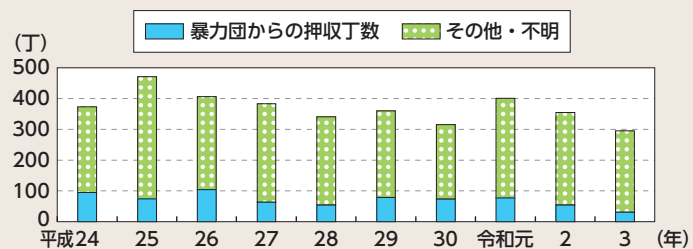
注：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器対策

拳銃の押収丁数の推移は、図表4-13のとおりであり、前年より減少した。

銃器に対する厳しい規制は、我が国の良好な治安の根幹を支えるものであるところ、警察では、暴力団等の犯罪組織が所持・管理をする銃器の摘発に重点を置いた取締りを行うとともに、関係機関と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

図表4-13 拳銃押収丁数の推移（平成24年～令和3年）



注1：任意提出による押収を含む。

注2：暴力団が管理している拳銃と認められるものの押収丁数

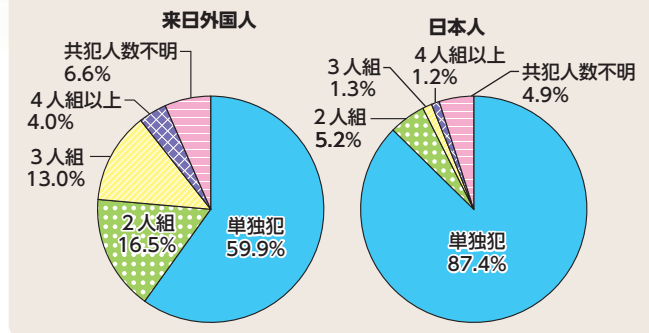
1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

令和3年(2021年)中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は40.1%と、日本人(12.6%)の約3.2倍に上っている^(注1)。罪種別にみると、万引きで48.9%と、日本人(2.8%)の約17.5倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に行われる傾向がうかがわれる。

図表4-14 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い(令和3年)



(2) 組織の特徴

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を行うため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例もみられる。

また、近年、他国で行われた詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを行うといった事例があるなど、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。

(3) 犯罪インフラ^(注2)の実態

来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長、旅券・在留カード等偽造等がある。

地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。また、偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。

CASE

中国人の男(36)は、令和3年6月、在留カードを偽造し、SNSを利用して不法残留者から注文を受け付けて偽造在留カードを販売した。同年11月までに、同男を入管法違反(在留カード偽造・偽造在留カード提供)で、偽造在留カードを購入するなどしていたインドネシア人の男(26)ら3人を入管法違反(偽造在留カード收受等)で逮捕した(埼玉、群馬及び警視庁)。

注1：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

注2：81頁参照(第2章)

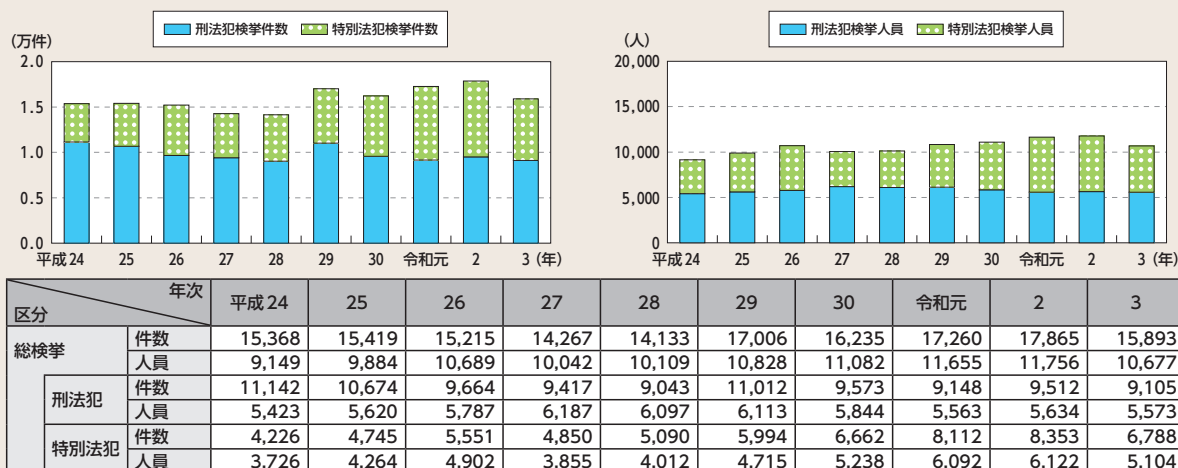
2 来日外国人犯罪の検挙状況

(1) 全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表4-15のとおりである。検挙件数及び検挙人員については、近年微増傾向にあったが、令和3年は前年より減少した。

令和3年について、刑法犯の検挙状況をみると、中国人や韓国人による窃盗犯等の減少に伴い、検挙件数・検挙人員共に前年より減少した。また、特別法犯の検挙状況をみると、令和2年中に多数を占めていたベトナム人による入管法違反等の減少に伴い、検挙件数・検挙人員共に減少した。

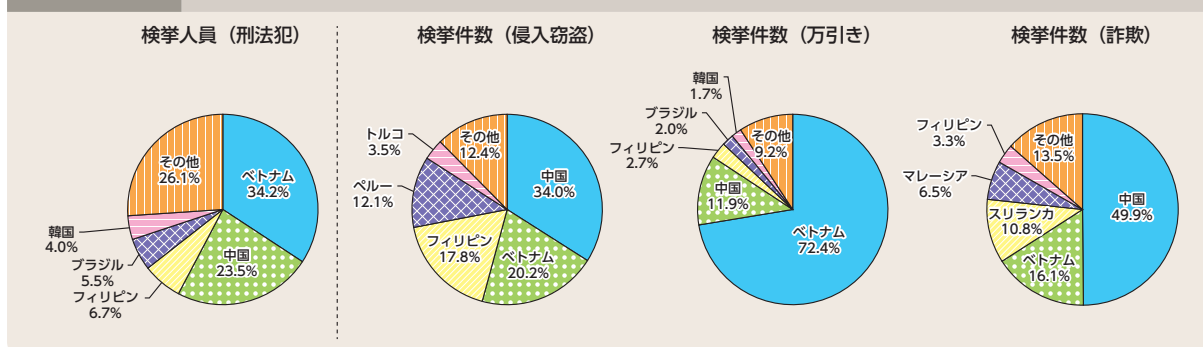
図表4-15 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成24年（2012年）～令和3年）



(2) 国籍・地域別検挙状況

令和3年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表4-16のとおりである。検挙件数・検挙人員共に、ベトナム及び中国の2か国で全体の約6割を占めている^(注)。また、刑法犯検挙件数（罪種別）をみると、侵入窃盗では中国及びベトナム、万引きではベトナム、詐欺では中国が高い割合を占めている。

図表4-16 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（令和3年）



CASE

スリランカ人の男（24）らは、令和2年9月から令和3年2月にかけて、小売店等において、他人名義のプリペイドカードを使用して商品（合計約5,600万円相当）をだまし取るなどしていた。令和3年12月までに同男ら18人を詐欺罪で検挙した（愛知、北海道、秋田、警視庁、千葉、大阪、山口及び熊本）。

注：令和3年6月末現在、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた者（約169.8万人）の国籍・地域別の割合は以下のとおり
中国26.1%、ベトナム25.7%、フィリピン8.2%、ネパール5.4%、ブラジル5.3%、韓国4.3%、インドネシア3.3%、米国2.2%、ミャンマー2.0%、タイ1.8%、その他15.8%（出入国在留管理庁作成資料を基に警察庁が集計）

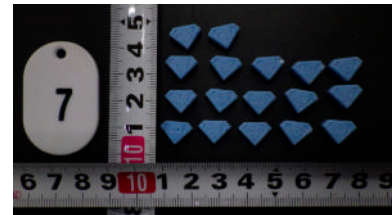
3 国際組織犯罪に対処するための取組

(1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS^(注1)）等を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。出入国在留管理庁との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発を行うなどの連携を図っている。また、税関との間では、不正輸出入を防止するための合同摘発を行うなどの連携を図っている。

CASE

大阪税関と連携して捜査したところ、ベトナム人の男(22)らが、令和2年12月、ベトナムから国際郵便でMDMAを密輸入していたことが判明した。令和3年5月、同男ら4人を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕した（滋賀）。



押収したMDMA

(2) 外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を行う国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① ICPOを通じた国際協力

ICPO^(注2)は、各国の警察機関を構成員とし、犯罪の捜査における国際的な協力を目的とした機関であり、令和3年末現在、我が国を含む195の国・地域が加盟している。ICPOでは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等が行われている。警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。



第89回ICPO総会（©INTERPOL）

図表4-17 主な国際手配書の種別



〔赤手配書〕
引渡し又は同等の法的措置を目的として、被手配者の所在の特定及び身柄の拘束を求めるもの



〔青手配書〕
事件に関連のある人物の人定、その所在地又は行動に関する情報を収集するもの



〔黄色手配書〕
行方不明者（主に未成年）の所在の特定又は自己の身元を特定することができない者の身元特定のため、情報を求めるもの



〔緑手配書〕
罪を犯した者で、その犯罪を他国で繰り返すおそれのある者に関する警告及び情報を提供するもの

注1：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

注2：121頁参照（第3章）

② 外国捜査機関との連携

警察庁では、ICPOを通じた捜査協力のほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）^{（注1）}、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約等を活用して、外国捜査機関に対して捜査共助^{（注2）}を要請するなどしている。

また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

図表4-18 ICPOを通じた捜査協力件数の推移（平成24年～令和3年）

	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
要請を受託した件数	2,752	2,920	3,021	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181
要請した件数	504	473	371	318	294	327	445	424	385	414

注：数値は、各年末現在

図表4-19 捜査共助件数の推移（平成24年～令和3年）

	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
要請を受託した件数	53	34	37	36	37	32	63	38	43	74
要請した件数	59	138	77	53	83	109	156	186	169	199

注：数値は、各年末現在

（3）国外逃亡被疑者等^{（注3）}の追跡

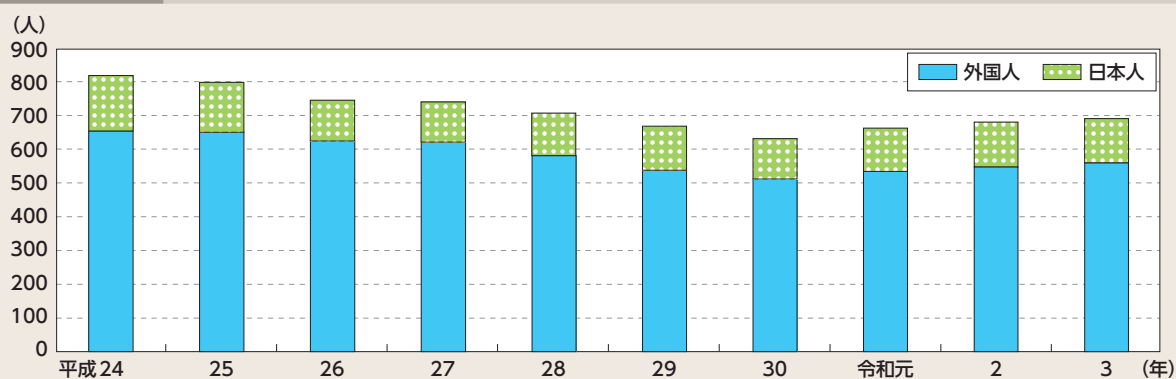
国外逃亡被疑者等の数の推移は、図表4-20のとおりである。

警察では、被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、出入国在留管理庁に手配するなどして、出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約^{（注4）}等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして、確実な検挙に努めている。

このような取組の結果、令和3年中は、出国直前の外国人被疑者12人のほか、国外逃亡被疑者28人（うち外国人11人）を検挙した。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図表4-20 国外逃亡被疑者等数の推移（平成24年～令和3年）



区分	年次	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
国外逃亡被疑者等数（人）		818	798	745	740	707	668	631	666	684	693
うち外国人		654	650	624	621	581	538	512	538	550	561

注：数値は、各年末現在

注1：214頁参照（第7章）

2：外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供をすること。

3：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者（以下「国外逃亡被疑者」という。）及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としている者

4：214頁参照（第7章）

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剝奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法^(注1)、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のFIU^(注2)等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

国家公安委員会では、犯罪収益移転防止法に基づいて、毎年、犯罪収益の移転に係る手口等に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者等が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪収益の移転の危険性の程度等、当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、公表している。

また、国家公安委員会では、関係機関と連携し、犯罪収益移転防止法に基づいて、顧客等の本人確認、疑わしい取引の届出等を行う特定事業者に対する研修会等を実施しているほか、特定事業者が犯罪収益移転防止法上の義務に違反していると認めた場合には、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度により特定事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察や検察庁をはじめとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用されている。

疑わしい取引の届出の年間受理件数は、図表4-21のとおりであり、おおむね増加傾向にある。

図表4-21 疑わしい取引の届出状況の推移
(平成29年(2017年)～令和3年(2021年))

区分	年次	平成29	30	令和元	2	3
年間受理件数(件)		400,043	417,465	440,492	432,202	530,150
年間提供件数(件)		446,085	460,745	467,762	461,687	524,462

注1：年間受理件数とは、国家公安委員会が特定事業者の所管行政庁から受理した疑わしい取引の届出件数をいう。

注2：年間提供件数とは、国家公安委員会が捜査機関等に提供した疑わしい取引の届出に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析(再評価)し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

図表4-22 都道府県警察の捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数の推移(平成29年～令和3年)

年次	平成29	30	令和元	2	3
件数(件)	429,200	314,296	307,786	325,643	353,832

注1：犯罪収益移転防止法の概要については、28頁参照(トピックスⅡ)

注2：28頁参照(トピックスⅡ)

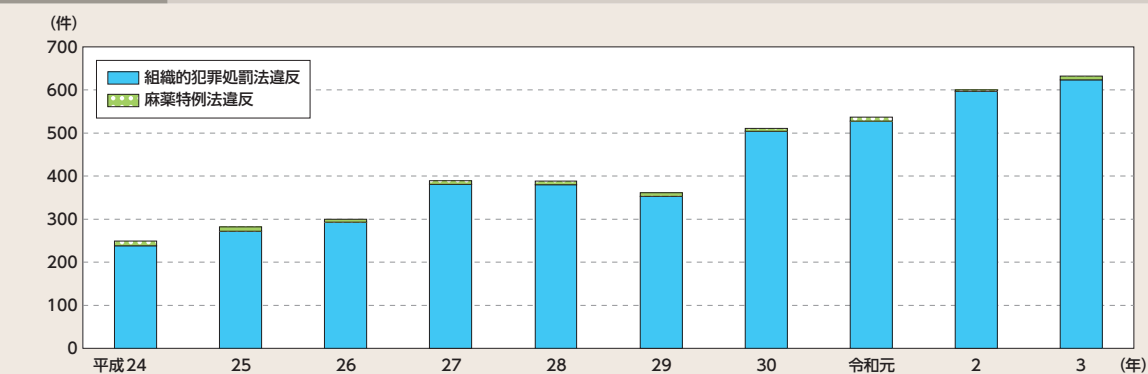
2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

マネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、図表4-23のとおりであり、令和3年中は632件（前年比32件（5.3%）増加）であった。前提犯罪^(注)別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが243件、窃盗に係るものが217件、電子計算機使用詐欺に係るものが42件、ヤミ金融事犯に係るものが25件となっている。

令和3年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員等が関与したものは64件と、全体の10.1%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが19件、窃盗に係るものが10件、風営適正化法違反に係るものが8件、ヤミ金融事犯に係るものが6件と、暴力団構成員等が多様な犯罪に関与し、マネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

また、令和3年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は91件と、全体の14.4%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが37件、窃盗に係るものが28件、入管法違反に係るものが13件と、日本国内に開設された他人名義の口座を利用したり、偽名で盗品等を売却したりするなど、様々な手口を使ってマネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

図表4-23 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成24年～令和3年）



区分	年次	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
組織的犯罪処罰法違反 (件)	組織的犯罪処罰法違反 (件)	238 (55)	272 (75)	293 (55)	381 (89)	380 (70)	353 (46)	504 (62)	528 (51)	597 (57)	623 (60)
	法人等事業経営支配 (第9条)	0 (0)	2 (0)	1 (1)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
	犯罪収益等隠匿 (第10条)	158 (27)	171 (35)	180 (26)	234 (43)	268 (45)	240 (22)	377 (36)	378 (32)	413 (27)	461 (32)
	犯罪収益等收受 (第11条)	80 (28)	99 (40)	112 (28)	145 (46)	112 (25)	111 (24)	126 (26)	150 (19)	182 (30)	162 (28)
麻薬特例法違反 (件)	麻薬特例法違反 (件)	11 (4)	10 (10)	7 (5)	8 (5)	8 (6)	8 (4)	7 (3)	9 (7)	3 (1)	9 (4)
	薬物犯罪収益等隠匿 (第6条)	8 (2)	6 (6)	5 (3)	5 (3)	5 (4)	7 (3)	5 (2)	8 (6)	3 (1)	5 (2)
	薬物犯罪収益等收受 (第7条)	3 (2)	4 (4)	2 (2)	3 (2)	3 (2)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (2)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

CASE

会員の男（37）らは、令和2年9月から令和3年3月にかけて、宝くじの高額当選を確実にさせるための運勢鑑定費用等の名目で現金をだまし取るに当たり、複数の被害者に、同男らが管理する架空名義の預金口座に現金合計約1億2,000万円を振り込ませて隠匿した。同年10月、同男らを組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した（島根）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもの。

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。警察では、没収・追徴の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用し、没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表4-24のとおりである。

図表4-24 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成28年～令和2年）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員 (人)	金額 (千円)	人員 (人)	金額 (千円)	人員 (人)	金額 (千円)
組織的犯罪処罰法	平成28	75	188,569	90	1,866,425	165	2,054,995
	29	99	360,734	73	2,463,508	172	2,824,242
	30	65	184,210	36	545,123	101	729,333
	令和元	89	1,005,016	77	988,705	166	1,993,721
	2	83	352,900	68	1,156,082	151	1,508,982
麻薬特例法	平成28	38	14,891	202	289,773	240	304,664
	29	36	39,291	192	317,231	228	356,522
	30	36	5,138	204	269,902	240	275,040
	令和元	41	4,101	227	520,023	268	524,125
	2	66	7,681	211	152,426	277	160,107

注1：法務省資料による。

2：金額は、千円未満切捨てである。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

令和3年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で賭博事犯、詐欺、風営適正化法違反、入管法違反等に関して142件（前年比8件（5.3%）減少）発出され、麻薬特例法で24件（前年比6件（33.3%）増加）発出されている。

図表4-25 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成29年～令和3年）

区分	年次	平成29	30	令和元	2	3
組織的犯罪処罰法 (件)		188 (27)	206 (27)	169 (14)	150 (20)	142 (22)
麻薬特例法 (件)		11 (0)	17 (5)	8 (1)	18 (6)	24 (6)

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

CASE

賭博店経営者の男（43）らは、令和3年4月、賭客にトランプカード等を使用する「バカラ」と称する賭博をさせた。同年5月までに、同男ら4人を賭博開張凶利罪で逮捕するとともに、同年6月までに、押収した現金合計約5,500万円に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された（神奈川）。

4 国際連携

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、FATF^(注1)、APG^(注2)、エグмонт・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

(1) APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等の強化・促進をするために設置された機関であり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。令和3年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、年次会合に参加し、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論を行っている。

(2) エグмонт・グループの活動と警察庁の参画状況

エグмонт・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された機関であり、令和3年末現在、我が国を含む167の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会にそれぞれ参加し、FIU間の情報交換に係る行動規範等に関する議論を行っている。

(3) 外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会では、外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、令和3年末現在、107の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

図表4-26 国家公安委員会・警察庁と外国FIUとの情報提供要請件数の推移（平成29年～令和3年）

区分	年	平成29	30	令和元	2	3
外国FIUへの情報提供要請件数		201	255	201	214	170
外国FIUからの情報提供要請件数		66	72	61	47	63
合計		267	327	262	261	233

図表4-27 国家公安委員会・警察庁と外国FIUとの自発情報提供件数の推移（平成29年～令和3年）

区分	年	平成29	30	令和元	2	3
外国FIUへの自発情報提供件数		48	101	111	152	207
外国FIUからの自発情報提供件数		69	68	85	67	76
合計		117	169	196	219	283

注1：29頁参照（トピックスII）

2：Asia/Pacific Group on Money Laundering（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の略

警察活動の最前線



薬物を憎んで人を憎まず

前 三重県警察本部刑事部組織犯罪対策課薬物銃器指導係（現 三重県鈴鹿警察署刑事第二課長）
おくやま こうし
 奥山 浩次

私は、平成6年に、当時、警察署で薬物捜査を担当していた防犯課（現在の生活安全課）に配属されて以来28年間、薬物捜査に従事しており、現在は警察署等の捜査員に対する薬物捜査の指導を担当しています。

薬物捜査は特にいかなる犯罪が成立するか否かの判断が重要であり、その判断が事件を左右するといっても過言ではないことから、平素より判例集や参考図書を熟読するなどして捜査技能等の向上に努めています。

また、薬物は、温かな家庭から、大切な家族を奪っていきます。

被害者なき犯罪と思われることもある薬物事犯ですが、薬物捜査に長く携わる中で、検挙した薬物の乱用者によって家庭崩壊寸前まで追い込まれた家族からの感謝や更生への願いを数多く受け止めてきました。

こうした経験から、薬物捜査のやりがいや薬物犯罪組織と対峙する強い気持ちを常に持って薬物捜査に臨んでいます。

加えて、実際に自分が見てきた薬物の恐ろしさについて、講話等を通じて特に将来ある若者達に実感をもって伝えるなど、薬物事犯の検挙だけでなく、薬物乱用防止にも積極的に取り組んでいます。

今後は、自己の知識や経験を駆使して、時代に適した新しい捜査手法を取り入れつつ、それらを若手警察官に伝承して、後継者育成にも努めようと考えています。

これからも、「薬物を憎んで人を憎まず」の精神で、捜査による「供給の遮断」と薬物乱用防止活動による「需要の根絶」に邁進していく所存です。



犯罪収益に着目した捜査～マネー・ローンダリング事犯の取締り～

福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課マネー・ローンダリング対策係
さかた さき
 坂田 早紀

私は、犯罪行為によって得た収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング事犯の捜査を担当しています。

犯罪収益は、捜査の網の目をかいくぐるような高度に複雑化した取引によって、暗号資産をはじめ様々な資産に形を変えています。資産の流れを正確に読み解き、追跡していくためには、これまでの知識、経験だけでなく、金融環境の変化に伴う新たな犯行手口の分析や多角的な情報分析能力等が必要となります。

また、この種の犯罪は、海外に犯罪収益を隠匿するなど、国内にとどまらず世界規模で行われるおそれがあるため、外国捜査機関との連携も不可欠になっています。複雑で困難な捜査を伴うこともありますが、犯罪組織に大きな打撃を与える対策を行うことができる分野です。

犯罪組織が得た不正な利益が、新たな犯罪に再投資されることなどを未然に防ぎ、健全な経済活動、そして平穏な社会生活を守ること、また、犯罪収益対策について、金融機関等だけでなく、国民に対し、その重要性を伝えていくことも私たちの任務だと感じています。

今後も関係機関との緊密な連携、情報の分析を強化し、資金面から犯罪組織を摘発することで、公共の安全と秩序の維持に努めていきます。

